

担当課	区分	監査の結果又は意見	措置の内容等
青少年課	結果	<p>納付交渉の記録について（結果13） サンプルを確認したところ、令和4年3月以前において、電話催告等交渉の経緯を適切に記録していなかった。「寝屋川市債権管理マニュアル」では、納付交渉や訪問催告の日時、場所、対応者名等は詳細に記載しておくよう定められている。また、電話催告等の交渉履歴については、適切に記録をとらなければ、担当者間の引継ぎや対外的な説明の際に、現状を正しく伝達することができず、債務者とのトラブル等、債権回収に無用な弊害を招くおそれがある。さらに、交渉履歴がなければ上席による進捗管理や滞納整理にあたっての今後の方針も立てられないため問題である。したがって、納付交渉の経緯について、適切に記録をとるべきである。</p>	<p>令和4年度稼働の保育料システムから交渉経過を入力できるよう改善するとともに、業務マニュアルには、電話対応など保護者とのやりとりがあった場合には、交渉経過の入力を行うという文言を追記しました。また、この業務マニュアルにより上司（係長・課長）及び担当者との情報共有を図り、共通認識を持つことにより適切に業務を行います。</p>
青少年課	意見	<p>納付誓約書や債務承認書の取り交わしについて（意見60） 本債権は、これまで（令和3年度以前）滞納者と債務承認書や納付誓約書を取り交わしていなかった。財産調査に同意する旨の記載を盛り込んだ納付誓約書や債務承認書を債務者と取り交わしたうえで、必要に応じて財産調査を実施されたい。（なお、令和4年4月からは、債務承認書の様式を新たに定め、財産調査に同意する旨の記載も盛り込んだ上で、必要に応じて当該書面を債務者と取り交わしている。）</p>	<p>既に、財産調書に同意する旨の記載を盛り込んだ様式の変更を行い、債務者と書面を取り交わしており、今後は、必要に応じて財産調査を行っていきます。</p>
青少年課	意見	<p>所管課窓口での現金徴収について（意見61） 所管課窓口による現金納付においては極力控え、取り扱う場合には、リスクを十分に認識した上で、管理を厳正に行うとともに、原則、シティステーションや指定金融機関等の窓口での納付を行うよう誘導することについて検討されたい。</p>	<p>現金納付を行う場合は、原則シティステーションや指定金融機関等の窓口を利用していただく事を周知します。</p>
青少年課	意見	<p>電子決済の推進について（意見62） 電子決済を推進し、利用者が利用の都度、所定の電子決済により支払いを行うなどの仕組みを構築することを検討されたい。これにより、同利用料の滞納の発生を低減するとともに、賦課にかかる事務コストも低減することが可能となると考えられる。</p>	<p>電子決済（PayPay等）を行っている他市の事例等の調査など情報収集を行います。その後、留守家庭児童会保育料システム業者や会計室、DX推進室等の関係各課と電子決済と保育料システムの連携や導入コスト、ランニングコスト等の費用も含め協議を行います。</p>
青少年課	意見	<p>マニュアルの更新について（意見63） 所管課の現体制においては、経験年数の浅い職員が一定数いることから、令和4年4月からの債権管理システムの変更等も踏まえて、適切にマニュアルを更新することを検討されたい。</p>	<p>担当者、上司（係長、課長）で年2回（8月末、2月末）、保育マニュアルの見直しを行い、業務を進める上での改善方法などの修正点があれば、保育マニュアルの改訂を行います。</p>
青少年課	意見	<p>出欠確認方法の効率化について（意見64） with コロナの時代にあっては、今後も同ウイルスの感染拡大により令和3年度と同様の状況となることも想定される。したがって、上記のような非効率を改善して他の必要業務に人的資源を充てられるよう、各留守家庭児童会の出欠簿をタブレット、アプリ等で管理し、所管課で効率的に必要なデータを入手できるような仕組みの構築を検討されたい。</p>	<p>各留守家庭児童会の出欠簿をタブレット、アプリ等での管理について、他市の事例等の調査を行い、導入にあたり必要な事項の洗い出し（各留守家庭児童会にインターネット回線の導入が可能か等）を行い、各小学校（教育指導課）、DX推進室等の関係各課と協議を行い費用等、課題を整理します。</p>